

令和5年度第2回
札幌市障がい者施策推進審議会
計画検討部会

議 事 録

日 時：2023年7月4日（火）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、委員の皆様にご覧がございませす。

本日は、オンラインでご出席いただいでいる方がいらっしやいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手、あるいは、ご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますよう願ひいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身の名前を名のっていただき、発言内容が分かるよう、ゆっくりお話しください。

発言の中で分からない言葉がございませしたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、主に知的障がいの方々に対する取組ですが、3色カードをご存じの方もいらっしやるかと思ひます。青色が同意します、分かりますという意味です。黄色がもう少しゆっくり分かりやすく話をしてくださいという意味でございませす。最後に、赤色が難しい言葉があり分かりませせん、ストップしてくださいという意味でございませす。

このカードを本部会でも使用いたしますので、部会の進行におひてもご配慮をいただきますよう、あらかじめよろしく願ひいたします。

なお、本日、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しておひます。議事録作成のために録音、録画をさせていただきますため、あらかじめご了承願ひませす。

事務局からは、以上となります。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、ただいまから、令和5年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、札幌市障がい保健福祉部企画調整担当課長の児玉でございませす。改めまして、よろしく願ひいたします。

本日の会議時間は2時間を予定しておひますが、進行状況によりましては前後いたします。申し訳ございませせんが、よろしく願ひいたします。

◎委員紹介

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、本日ご出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。

ご所属、名前を読み上げさせていただきます。

まずは、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香部会長でございませす。

続きまして、北海道医療大学看護福祉学部講師の近藤副部会長でございませす。

続きまして、株式会社シムス代表取締役の斎藤委員でございませす。

続きまして、愛和福祉会札幌障がい者就業・生活支援センターたすく所長の松本委員でございませす。

続きまして、札幌療育会相談支援事業所ノック所長の荒川委員でございませす。

続きまして、北海学園大学工学部教授の石橋委員でございます。

続きまして、札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の石山委員でございます。

続きまして、札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原委員でございます。

続きまして、札幌みんなの会事務局長の原田委員でございます。

続きまして、札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

続きまして、北海道学習障害児・者親の会クローバー事務局長の長田委員でございます。

続きまして、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会会員の時崎委員でございます。

以上、本日は、12名の委員にご出席いただいております。

なお、北海道難病連の増田委員からは、ご欠席のご連絡をいただいております。

◎事務局紹介

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、事務局を紹介いたします。

障がい福祉課長の立野でございます。

自立支援担当課長の渡邊でございます。

その他関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

◎資料の確認

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りしている資料は、資料1から資料4までとなっております。また、前回話題になりました福祉避難スペース要配慮者2次避難所のご案内も併せて机の上に配付させていただきます。ご確認ください。

それでは、ここからの進行は浅香部会長にお願いしたいと思います。

浅香部会長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○浅香部会長 皆さん、こんにちは。

第1回目の会議から3週間もたっておりませんが、また、暑くなりましたけれども、皆さん、お変わりございませんか。

さて、この会議が作り上げようとしているさっぽろ障がい者プランは、前回の会議でも説明がありましたが、来年度、令和6年度からの6年間の札幌市の障がい児・者福祉の目指すべき、そして、あるべき姿を決める大変な重要な会議だと認識をしております。

限られた時間ではありますけれども、ベストなプランを作り上げたいと思っておりますので、有意義な会議となりますよう、よろしく願いいたします。

まず、会議の進め方について確認をいたします。

冒頭、事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かる

よう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

また、3色カードの使用はもちろんのこと、発言の中で分からない言葉などがありましたら、遠慮なくその場でお申しつけください。

それでは、議事に移りたいと思います。

議題1の審議事項1、重要課題と施策体系（案）についてです。

資料1に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、資料1につきまして、私からご説明させていただきます。

重要課題と施策体系（案）をご覧くださいと思います。

こちらは、さっぽろ障がい者プランの障がい者計画に当たる部分でございまして、内閣府が作成しております障害者基本法に基づいて策定しております。

障がいのある方の自立、社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目の基本理念・基本目標と重要課題でございます。

まず、基本理念につきましては、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現としております。

こちらですが、3ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

3ページ、4ページは、昨年10月に策定されました札幌市のまちづくりの最上位計画であります第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの抜粋でございます。

右側の4ページになりますが、まちづくりの重要概念を三つ定めております。

ユニバーサル（共生）、ウェルネス（健康）、スマート（快適・先端）がございまして、その中の一番上のユニバーサル（共生）でございますが、この中で、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会を実現するという目標を挙げておりますので、今回の我々の障がい者プランにつきましても、こちらを基本理念に挙げさせていただいております。

では、資料の1ページに戻りまして、三角形の基本目標でございます。

一番下の基本目標Ⅰのあらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくりでございます。

こちらの基本目標は全ての土台づくりというふうに考えておりまして、当事者の皆様というよりも、全ての市民を対象とした目標でございます。

具体的には、右の2ページ目の基本施策を見ていただきたいと思います。

1の差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止、また、2のバリアフリーの推進、3の情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実、4の障がい者等の理解促進といったものを基本目標Ⅰで達成しようと考えております。

続きまして、基本目標Ⅱの身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくりでございます。

こちらは、当事者におかれましては、最低限の生活を支える目標というふうに考えてお

ります。

同じく2ページ目の真ん中の基本施策につきましては、5の自立・相談の支援、6の保健・医療の推進、7の安全・安心の実現ということを基本施策に挙げております。

続きまして、三角形の頂上の部分になります基本目標Ⅲの生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくりでございます。

こちらは、先ほどの基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱの土台の上に、当事者の自己実現を図る上で目標とするものでございます。

同じく2ページ目の基本施策でいきますと、8の療育・教育の充実、9の雇用・就労の促進、10の文化芸術・スポーツの振興に当たるものでございます。

1ページ目の下の重要課題でございますが、全ての基本目標を達成するための施策の柱を考える際の言わば横串として、三つの重要課題を設定しております。

5ページ以降で、それぞれの重要課題の設定理由をやや詳しく説明しておりますので、5ページをご覧くださいと思います。

まず、重要課題1のバリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発でございます。

こちらの理由は、3点挙げておりまして、まず1点目は、政府においては、東京オリパラの開催を契機として、ユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーを推進しているところでございます。

2点目ですが、心のバリアフリーは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようというふうにコミュニケーションを取り、支え合うと定義されておりますが、その意味も含めて、社会における浸透がなかなか進んでいないという状況でございます。

3点目でございますが、札幌市では、先ほど触れましたが、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおきまして、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現、ユニバーサルをまちづくりの重要概念と挙げているところでございます。

これらのことから、矢印の下の囲みでございますが、移動環境や建物等のバリアフリー化はもちろんのこと、多くの市民が心のバリアフリー（互いに支え合うこと）について理解できるような取組を進め、日常生活など様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり交流できる環境を整えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。

重要課題2の感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策でございます。

こちらを重要課題とした理由でございますが、1点目は、令和2年以降、感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしておりますし、さらには、災害発生時において、特に障がいのある方を含め、脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けているというふうに考えています。

2点目です。感染症拡大防止のため、身体的距離の確保やマスク着用などの新しい生活様式の実践が求められておりますが、これらによってコミュニケーション方法の制約等が生じ、情報取得等に困難を抱える障がいのある方もいらっしゃるという状況だと思います。

3点目ですが、感染拡大防止措置の影響によりまして、社会に内在していた孤独・孤立の問題が現れて、深刻化している状況だと思っています。表面化しにくい構造となっております、ケアラー、ヤングケアラーといった障がいのある方の家族なども含め、今現在、支援が必要になっているというふうに考えております。

そこで、矢印の囲みになります。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえた取組ですとか、障がいのある方が円滑にアクセスできるような配慮したデジタル社会の実現に向けた取組、ケアラー、ヤングケアラーの支援のほか、災害対策基本法改正による個別避難計画の策定など、非常時に障がいのある方が受ける影響にも留意した取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、9ページ目をご覧くださいと思います。

重要課題3の持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現でございます。

1点目ですが、平成27年、2015年9月にサミットにおいて全会一致で採決されたSDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すということになっております。

2点目でございます。誰一人取り残さないというSDGsの理念でございますけれども、こちらは、札幌市が取り組む障がい者施策の推進とほぼ考えが同じなのではないかというふうに考えています。行政、市民、事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められております。

3点目でございますが、国におきまして、障害者文化芸術推進法の施行によりまして、文化芸術活動を通じて、障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加、それと、読書バリアフリー法の施行によりまして、障がいの有無にかかわらず全ての国民がひとしく読書を通じて文字、活字文化を享受することができる社会の構築を進めているところでございます。

これらのことから、矢印の下の囲みでございますが、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとする障害者基本法の理念にのっとりまして、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務化した改正障害者差別解消法の理解促進、虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めるとともに、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する必要があるというふうに考えております。

今後、これら三つの重要課題が具体的な施策を考える上での横串というふうに考えております。

例えば、2ページ目をご覧くださいと思います。

一番上の一番右側の施策の柱の①障がいを理由とする差別解消、②権利擁護等の推進は、重要課題3の持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現ということはもちろんでございますけれども、重要課題2で触れております災害発生時、特に軽視されがちな障がいがある方の権利擁護にも取り組んでいきたいと考えているところです。

なお、具体的な事業については、次回の審議会でご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

資料1の説明は、以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、ご質問等があれば挙手、または、ご発声等でお知らせしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅原委員 一つ伺いたいののですが、たしかさっぽろ障がい者プランの作成に当たって、各障がい者団体にヒアリングをされたと思うのですが、それについて、何かこちらで発表されるということはあるのでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 発表の時間は取っておりませんでした。

ただ、前回お配りいたしました実態調査の報告書にヒアリング内容はまとめております。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

○浅香部会長 そのほかにはいかがでしょうか。

私から、6ページの表の下の心のバリアフリーについて、「知らなかった」「詳しい意味は知らなかったが、名前だけは聞いたことがあった」を合わせると80%強なのですが、他都市の状況を分かる範囲内でお知らせいただければと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 今、手元に資料がないのですが、全国的にもほとんど変わらない数字だったと思います。

たしか国の国土交通省の調査があったと思うのですが、札幌市とあまり変わらない数字だったというふうに記憶しています。

○浅香部会長 分かりました。ただ、とつても胸の詰まるような数字なものだから悲しくなってしまうなどと思って質問をさせていただきました。

言葉遣いの部分でもう一つ、7ページの丸の二つ目なのですが、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の新しい生活様式の実践が求められた中と過去形になっていいのでしょうか。「求められる中」ではなくて、「求められた中」でいいのでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） そうですね。確かに、まだ感染が完全に収まっているわけでもなく、生活様式が求められている状況ですので、「求められる」の現在形のほうがいいかもしれないですね。

修正します。ありがとうございます。

○浅香部会長 雑駁にマスク着用というの、つけてもつけなくてもいいよと政府のお墨つきが出ているところで、こういう文章をつけてもいいものなのかなと思って、併せて感じたものですから、後ほど検討していただければと思いますので、よろしく願いしたい

と思います。

そのほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香部会長 それでは、まだお気づきのことがあったら、後ほど全体的に質問していただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題2の審議事項、成果目標(案)についてです。

資料2、資料3、資料4に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(児玉企画調整担当課長) ここからは、障害者総合支援法に基づく札幌市障がい者福祉計画(第7期)と児童福祉法に基づく札幌市障がい児福祉計画(第3期)についてご説明させていただきます。

では、資料2でございますが、まず、おめくりいただきまして、資料2では、国の目標、国の成果目標と一番右側の備考欄の中で、市の計画でどのように取り扱うかを記載しております。

この表の中で、グレー色がついているところは、北海道の計画に定める、もしくは、既に札幌市では達成済みのため、今回の計画では設定しないものとなっております。

資料3では、具体的な市の目標値などを記載しておりますので、並べてご覧いただきたいと思います。

また、資料4では、計算方法などをやや細かく記載しております。参考までにご覧いただければと思います。

では、資料2の成果目標①の施設入所者の地域生活への移行でございます。

1の福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標についてということで、国では、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとしておりますが、札幌市では、資料3でございますが、4.2%以上の方が地域生活に移行することを目指すとしていただいております。

こちらは、過去3か年の平均値から推計したものでございます。

続きまして、資料2の成果目標①の2の施設入所者数の削減に関する目標についてでございます。

国では、令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減するというふうにしております。

資料3になります。札幌市では、2026年度末、令和8年度末の施設入所者数を約5.9%以上減少するというように目指しております。

続きまして、資料2の成果目標②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築でございますが、こちらの3点は、いずれも北海道の障がい福祉計画で定める項目となっておりますので、今回の札幌市の障がい者プランでは設定しておりません。

では、続きまして、成果目標③の地域生活支援の充実でございます。

1の地域生活支援の充実に関する目標についてですが、国では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとなっております。

今回、市におきましては、資料3の1ページ目の成果目標③の1で、2026年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めますと目標を定めております。

続きまして、資料2の成果目標③の2のところですが、強度行動障害を有する者への支援体制の充実についてでございます。

こちらは、新規の項目となっております。令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とするとしております。

これは、札幌市においても全く同様に、強度行動障がいを有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めますと目標を定めさせていただいております。

続きまして、資料2の成果目標④の福祉施設から一般就労への移行等でございます。

1は、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標でございます。

国においては、就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とするとしております。また、それぞれ就労移行支援事業所においては1.31倍、就労継続支援A型事業については1.29倍、就労継続支援B型事業については1.28倍としております。

札幌市におきましては、資料3の成果目標④の1にございますように、全体では1.18倍、それぞれの施設においては、就労移行支援事業所を通じるものは1.1倍、A型につきましては1.03倍、B型につきましては1.5倍という目標を掲げております。

続きまして、資料2の成果目標④のオ、新規項目でございますが、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とするということでございます。

市におきましては、2ページ目でございますが、こちらは国と同じでございます。④の1（オ）就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める割合が5割以上の事業者を5割以上とするとしております。

ちなみに、現在、札幌市においては40%となっております。

続きまして、資料2の成果目標④の2の一般就労後の定着支援に関する目標についてでございます。

こちらは、国では拡充となっておりますが、就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を3年度末実績の1.41倍以上とするとなっております。

札幌市においては、資料3の2ページ目ですが、国と同じく1.41倍以上を目指すとしております。

次に、資料2の一番下ですけれども、国では新規項目になっております就労定着率について、札幌市においては、既にこの項目は達成済みのため、今回のプランには掲載していません。

続きまして、資料2の2ページ目の成果目標⑤の障がい児支援の提供体制の整備等でございます。

1の障害児に対する重層的な地域支援体制の構築についてでございますが、この継続、拡充の事業は、いずれも札幌市におきましては達成済みでございます。

継続のところ、児童発達支援センターを各市に少なくとも一つということでございますが、現在、本市においては、私立で7つ、公立で2つのセンターがございます。

拡充では、障がい児の地域社会の参加、包容を推進する体制を構築とになっておりますが、札幌市におきましては、障がい児地域支援マネジメント事業等々で障がい児通所支援事業所等との調整をしておりますので、これについては、達成済みというふうに考えております。

続く2の難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築については、北海道の障がい福祉計画で定める項目のため、札幌市では設定していません。

続きまして、資料2の成果目標⑤の3の重症心身障がい児・医療的ケア児への支援についてでございます。

こちらは継続になっておりますが、国の目標であります児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所等を1か所以上設置ということについては、札幌市では既に達成済みのため設定していません。

次の項目の国における拡充でございますが、令和8年度末に医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとなっております。

資料3をご覧いただきたいと思いますが、こちらの成果目標⑤の3におきまして、2026年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援体制のさらなる充実を目指しますということで、札幌市の障がい者プランに反映する予定でございます。

また、資料2に戻っていただきまして、4の障害児入所施設からの円滑な移行調整についてでございます。

これは新規の項目でございます。

国では、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各政令市において移行調整に係る協議の場を設置することを基本とするとなっております。

札幌市におきましても、資料3の成果目標⑤の4で、入所している児童が18歳以降、

大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2026年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指すとしております。

続きまして、資料2に戻っていただきまして、最後に、成果目標⑦の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築でございます。

国では、継続として、令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築するとなっております。

札幌市におきましては、資料3の成果目標⑦で、令和8年度末、2026年度末までに障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進するというところで、現行の取組の継続を考えております。

そして、資料3の最後に、札幌市の独自目標を掲載しております。

障がいのある人に対する理解促進でございますが、こちらにつきましては、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合が100%となることを目指すとしております。

同じく保護者の方も100%というふうに考えておりまして、こちらは、共生社会の実現で最も重要な目標であると考えていますので、将来的に目指す取組ということで、意気込みも含めて100%という目標にさせていただいております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問等があればお願いしたいと思っております。

○荒川委員 相談支援部会の荒川です。

資料3の成果目標①の福祉施設の入所者の地域生活への移行のところで確認させていただきます。

1番は4.2%以上の方で、2番は5.9%以上減少するというところですけども、これは、1番は地域生活に移行する数で、2番の減少ということは自然死みたいなものも含まれるということでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） お見込みのとおりでございます。

○荒川委員 ありがとうございます。

○浅香部会長 そのほかにはいかがでしょうか。

○斎藤委員 子ども部会の斎藤です。

一番最後にご説明がありました札幌市が独自に設定する目標は大いに評価したいと思っておりますが、この中で、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合が2026年度末に100%となることを目指します」とあります。私は、大いに結構だと思いますが、この実現は絵に描いた餅になるのではないかと考えております。

その理由の一つは、先ほど、この前にご説明がありました資料1の10ページに障がい児調査結果というのがございました。それを見ますと、「あなたや保護者の方は、過去3

年間に、障がいがあるために差別をうけるなど、いやな思いをしたことがありますか」という問いに回答しているわけですが、その回答の評価で、差別経験の有無が「ある」が45.1%、「ない」が53.5%で、したがって、「差別経験の有無については、『ない』が53.5%と最も高く、次いで『ある』が45.1%」と書いてあります。あたかも差別経験のない人のほうが圧倒的に多いというような評価をしておりますが、実は、これは359件の回答のうちの45.1%と53.5%で、多分、2名か3名かの違いでしかないと思うのです。

そうであれば、この評価は、差別を受けた、嫌な思いをしたことがあるという方が半数いるという評価でなければおかしいのではないかと思います。圧倒的に差別経験がない人が多いというような評価をしているうちは、私は、大変申し訳ないのですが、札幌市でせっかく独自に設定した目標の100%は、恐らく、絵に描いた餅になるのではないかなというふうに思っています。

いかがでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 確かに、おっしゃるとおりだと思います。

100%になるのは相当厳しいと思いますし、実際、このようなアンケート結果もございますが、一応、我々は、あくまでもここを目指すのだという数値と考えております。

ご理解をいただければというふうに考えています。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長田委員 親の会クローバーの長田です。

右側に備考欄がありますよね。今、斎藤委員がおっしゃったことも含めて、現行の取組を継続の具体的な内容というのが見えてきていないのです。

それから、成果目標①の施設入所者の地域生活への移行というところで、現行計画で設定の具体的な中身は、やはり利用者側がそういうことを知っていかなければならないなと思いました。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 具体的な取組につきましては、現在の取組はもちろんなのですけれども、新規の事業も幾つかございます。

それについては、次回の審議会でお示しできればというふうに考えております。

○浅香部会長 斎藤委員はどうですか。

○斎藤委員 何と言っていいのかわかりませんが、絵に描いた餅にならないようにしっかりやっていきましょうとしか言いようがありません。

○浅香部会長 実は、この100%については、第1回目の会議のときに私が示した数字なのです。そのときも、その後も、最終的に数字的には目指すべきものだとは思いますが、現実的に具体的にパブリックコメントを求めたときに、きっと現実味のない数字だなというふうなことを言われるねというのは、障がい福祉課とも話し合っていたところです。

私がこのプランづくりに携わってから他の数字は多少は減ったり増えたりする中で、こ

れはほぼ動いていないような状況だったものですから、行政としての意気込みを示してちょうだいということで、当初は60%だったものを、70%がいいのか、80%がいいのか、100%がいいのかというのは線引きが難しいところですし、斎藤委員がおっしゃったように、100%は絶対あり得ない数字だと思うのですが、3年後、また、6年後、これを改定したり新しいプランづくりをする段階で、少しでも近づけるためにこういう数字を設定しましたということを次の委員に議事録で示しておかないと、何をやっていただという話にもなりかねないなと思っていました。

現在が40何%だから60%を目指しますと言うと、何となく各委員の皆さん方や、私たち障がい当事者からするとちょっと物足りない感覚があったものですから、極端な話で100%はどうだいという話になって、今回、こういう数字を示していただいたのです。賛否両論があるのは目に見えて分かっている中、ではという話になるものですから、ほかの方のご意見も伺いたいと思います。

○斎藤委員 浅香部会長がおっしゃっていることは非常によく分かりますし、目標として100%というのは、ある意味当然だと思います。そのことには、全く異議はありません。

ただ、100%というふうに目標を掲げるのであれば、例えばと言って一例を挙げたわけですけれども、この障がい児の調査結果を分析して評価をするという評価の視点がちょっとおかしいのではないかなというふうに感じたので、申し上げました。

繰り返しになるかもしれませんが、僅か359件の回答で何%かの違いというのが、多分、人数的にすると3人ぐらいの違いでしかないわけで、それを拮抗しているというふうに捉えて危機感を持つのか、それとも、何人かでも圧倒的多数は差別経験がないというふうに捉えてしまうのかによって、行政を担う方の意識というのが大きく変わってしまうのではないかなという危機感を少し持ったものですから申し上げました。

○浅香部会長 それは斎藤委員のおっしゃるとおりで、100分の1でも虐待などはあってはならない事例でありますし、また、半々の数字に近いからこれは進展しているなという考えもあると思います。

うまく言えないのですけれども、石橋委員、そういう考えについていかがですか。

○石橋委員 北海学園大学の石橋です。

今の議論を拝見しまして、私の考えを述べさせていただきますと、まず、私は、大学でいろいろな調査を行うことがあります。そのときに、学生がアンケート調査などをしてほしいということが結構ありまして、そのときに、要するに、調査項目の設定として聞く人が曖昧に答えるようなものを問いかけたときには、結果として曖昧な答えしか返ってこない、そういうふうな答えにどれくらい意味があるのだろうかという問いかけをいつもします。

今回、僕がこの調査票の元の数字となるアンケート調査を見たときに、非常に厳しい言い方になるかもしれないのですけれども、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思いますかというこの問いかけ自体が非常に曖昧ですので、この数字が仮に100%になったとしても、この答えに対しての重要性はそれほどないのかなというふうに

考えます。

ただ、今、浅香委員長がおっしゃったような考え方、目指すべき方向といったことについては、そのとおりだなというふうに思います。

では、どうしたらいいのかという提案の話ですけれども、前回、私は欠席していたので、ちゃぶ台返しの提案になるかもしれないのですが、そもそもこの成果目標といったところに載せるのがよくないのかなと思っています。例えば、普通はこういったところは概念的で具体的な数字を出さないというのが一般的だと思うのですが、それほど皆さんが重要だというふうな思いで一致するのであれば、今、前半にご提案があった資料1の重要課題や施策体系といった、より上位の理念を述べるところに、あえて全ての人の理解を目指すと載せるのも一つの手かなと思いますが、いかがでしょうか。

○浅香部会長 石橋委員がおっしゃったような、いかがでしょうかというのは置いておいて、自分なりにまた何かご意見があればお願いします。

オンラインの時崎委員、何かございませんでしょうか。

○時崎委員 難しく、何とも言えないです。すみません。ほかの方をお願いします。

○浅香部会長 例えば、障がいのある子どもにとって暮らしやすいまちであると思う保護者の割合が2026年で100%を目指しますということを行政から提案されているのですけれども、重い障がいをお持ちのお子様をお持ちのお母さんの肌感覚としてどういう思いがあるかで結構です。

○時崎委員 今、お話に出ていたように、この質問が抽象的なので答えにくい部分があると思うし、もし答えが100%の数字に近いということは、本当にみんなそう思っているのでしょうか、どういう答えだったのかというのは曖昧なのかなというのは私も思いました。

例えば、札幌市は、北海道のほかの市町村に比べると、福祉サービスなどもすごく多いし充実しているので、地域差という面で、ほかの市町村のお母さんたちと話している部分では満足度は高いし、十分暮らしやすい部分が多いのですよね。

ただ、それが本当に私たちが求めていることが満たされているかどうかといたらまた話は違って、前回の会議にも出ていましたけれども、冬は外出しにくいとか、除雪などが入ると除雪車が入って家の前に雪山ができてしまって学校になかなか行けなくなってしまうとか、そういう暮らしにくい部分はやはりまだまだあるので、もし私が暮らしやすいまちかどうかと聞かれたら、どちらとも言えないというような答えになってしまうのかなという気はしました。

○浅香部会長 とても難しいですね。

そのほかに何かご意見があればお願いします。

○原田委員 札幌みんなの会の原田千代子と申します。

私は、資料3の1ページの一番上に入所施設の80人以上の地域移行を目指しますと書いてあるのですが、入所施設の中に入っている仲間は、地域生活でどんなことをし

ているのか分からないと思います。80人を出すという目標を立ててはいますが、本当に達成できるのかなと思っています。

やはり、地域生活とは、どういう生活をしているのか、サービスも使えるのか、その福祉サービスに対しても、ヘルパーとかが使えない入所施設もあるので、その中で、地域生活はどうしても障がいを持っている人は暮らしにくいです。

やはり、その周りの人からは理解はしてもらえていないと思ったり、その中で、アパート探しでも、理解してくれる周りの人がいてこういう生活もできるのだよという体験をさせていけば、80人以上行けるかどうかは分からないのですが、でも、目標を目指すまでのやり取りをきちんとやってほしいなと思っています。

この入所施設に入っている人たちに聞いたアンケートでも、本当に分かりやすく説明しているのか、ただこれだけだったら入所施設の職員の方が答えているような気がします。やはり、調査とかアンケートで、難しい言葉とか漢字を上げてくださいますと、いろいろな障がいを持っている人はすぐ答えられないです。時間もかかります。それを何日までに出してくださいと言われても出せないです。

ちゃんと意味が分からないと答えることもできないので、そういうときは、本当に分かりやすい説明をしたり、当事者の気持ちを本当に分かる人を入れて聞きながらしていったほうがいいかなと思っています。

○浅香部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

私も、障がいのある方に対する理解促進で、ここの障がいがある方本人と保護者の暮らしやすいまちに100%というのに関して、周りの理解促進もすごく大事なのですが、多分、障がいを持った親子さんが望んでいる福祉サービスが多少充実しないと暮らしやすいまちというのとも言えないだろうし、最初の入所のところも、結局、入所施設から外に出て行って地域で暮らすということは、ヘルパーなどの活用が相当ない限り難しいと思います。

先日、はるにれの勉強会をしたときに、そこまでの体制だったらできるのですねというものはあったのですが、これを今違うところで私の子どもをそういうような体制でやっていただけるといったら、やはりそれは難しい体制だったのですよね。

そういうので、促進ということについて、100%とは言わないのですが、やはり、サービスの向上のところも現行計画で設定の中で、今はヘルパー不足というのがすごく、コロナ禍の後なのか分からないのですが、小さいときから使っている方は継続して使えるのですが、新規が本当に取れなくて、本当に本人たちの余暇をどういうふうにしていったらいいのかなとすごく思っているのです。

目標として100%というのはすごいとは思いますが、その前にいろいろやらなければならないことがいっぱいかなと思いました。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○近藤副部長 自立支援協議会から来ました北海道医療大学の近藤です。よろしくお願いいたします。

今いただいた100%のところは、気持ち的には100%を目指していただくというのは重要なと思いますが、やはり、一回100%と決めたときに、次期の計画などでやはり見直そうとなった場合に、100%よりも下げていくということが見かけという部分でも何でということになってしまう可能性もあるなと思いながらお聞きしていた部分が1点あります。

あとは、皆さんからのお話を伺っていて、暮らしやすさというところが幾つかの要素から構成されているのだろうなというふうに思いました。例えば、先ほどの重要課題の中でありましたバリアフリー環境についてという物理的な側面であったり、心のバリアフリーという心理的な側面であったり、委員からいただいたようなサービスといったようなソフトウェアの側面であったり、いろいろな部分から暮らしやすさというのが構成されているので、場合によっては、そういった細分化した目標値を設定するというのも一つの手かなと思いながら、皆さんのお話を伺っていたところです。

○浅香部長 うまく言えなかったのですが、今の近藤副部長の意見は、私も言いたかったことでした。

石山委員、いかがですか。

○石山委員 私は精神障がい当事者なので、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであるというほうでお答えしたいと思います。

暮らしやすいとか暮らしづらい、生きづらいなど、精神障がい者の場合は、よく専門家の方から生きづらいですよという話があったりするのですが、その暮らしやすいか、暮らしやすくないかというのは、やはり個人によっても違うし、まだまだ地域にまで至っていない長期にわたって入院されている患者さんがいっぱいいる中で、地域だけに限定するのもどうかと、話がちょっとずれますけれども、そういうことも思ったりしながら聞いていました。

地域で暮らしやすい、暮らしやすくないというのは、その本人の思うところであって、いろいろな制度を利用するということがありますけれども、精神障がい者の場合は、精神の障がいなので、心のバリアフリーという言い方をされると思うのですが、今日はよく寝られたとか、今日はよく寝られなかったということで、何か暮らしづらいなと思ったりすることも結構あったりして、すごく難しい部分ではあると思うのです。

ただ、制度を利用して、朝起きて仕事に行ってご飯を食べて寝てということ、近所の方と仲よくできてとか、そういう一般的なことがあまり当てはまらないので、一概に暮らしやすい暮らしにくいというのは、先ほどどなたかが言っていましたけれども、かなり抽象的だなと思います。

目標数値の100%というのは、それは誰もが目指したいことだと思いますし、思いが100%というのも賛同しますけれども、実際に100%はどの世界でもあり得ないのか

など思ったりもします。

取り留めのない感じで支離滅裂ですけれども、そんな感じです。

○浅香部会長 先ほど、原田委員からの例で、80人が入所から地域移行するときの相談支援体制について、荒川委員、うまくつなぎ役というか、福祉サービスはこういうふうにするというのはありますか。

○荒川委員 今日、持込み資料として皆さんにお配りしている札幌市自立支援協議会における障がいのある方の生活にという白いA3判の紙が2枚あるのですが、福祉サービスで言うと、ヘルパーがすごく少ないというふうになっております。ヘルパー不足です。

訪問系サービスが少ないというところでは、計画作成率も50%に行っていないですし、相談員の数もそんなに充足していないということが考えられるかなとは思っています。

ただ、どのぐらいの数値がいいのかということも分からない中で今お話ししていますが、ヘルパーは、特に重度訪問介護など重度の障がいの方に対するヘルパーは全市的な課題かなとは思っています。

あとは、サービスによっては、特にB型などはサービスの事業所数が非常に多いです。定員割れしている状況です。

今、たくさん資料があってもすぐに出ないのですが、元気さ一ちで調べてみますと、B型事業所が540か所ぐらいある中で9割が定員割れしておりますという状況です。定員割れといっても、1名で定員割れなのか10名で定員割れなのかということまで調べ切れているわけではないのですが、相談員としての肌感覚としては、非常に競争が激化しているような状況があるなと思っております。

これは、次の計画検討部会でお話しできたらなと思ってはいるのですが、非常にサービス量の多いものもあれば、非常に少ない訪問系のサービスもあるというところが札幌市の特徴かなと思っております。

あとは、人材不足というところでも、相談員もかなり不足しております。

その辺は、多分、札幌市も予算的なことなど、いろいろ考えてくださっているのではないかと思いますという希望もあるのですが、サービス度の凸凹というところは解消できたらなと思ってるところです。

次の会議の議論になると思うのですが、今日、3部の資料を持ち込んでおります。6月23日の厚労省の社会保障審議会の障害者部会の資料の下段にも書いてありますが、33ページの事業者指定の仕組みの導入には、必要な条件を付すとあります。私は、3年前の計画の改定の検討部会も委員になっていたので、そのときは総量規制をしないというのが札幌市の見解でしたが、そろそろその辺にてこ入れしたほうがいいのではないかなと思ってるところです。

それから、私から質問がございます。

先ほどの地域移行のところに戻りたいと思います。

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標で、国の目標が6%、札幌市の目標

が4.2%以上というところで、3年間の平均増加率から推計と書かれていまして、この辺は、多分、悩ましいのかなというところは私も感覚として持っています。

重度の障がい者や強度行動障がいの方の受皿がないという中で、どういうふうにと地域移行をうまく両立させていくのかというような問題があるのかなと思っているのですが、その上で、札幌市としては、4.2%以上というこの数字にした理由やお考えがあれば教えていただきたいなと思います。

○事務局（児玉企画調整担当課長） この目標については、前回の目標で国も6%だったのですけれども、これは過去3年間の平均で国が6%と出していて、その目標が達成できなかったもので、今回も引き続いて6%というのが国の目標でございます。

本市におきましては、前回、国と同じく3年平均という数字を出して、それをほぼ達成できるということで、今回も3年平均で同じ出し方をしているということで、結果4.2%となったものでございます。

これをどうやって取り組んでいくかにつきましては、これまで同様に、グループホームなどの増やしていく、あとは、ピアサポーターの支援、あとは、直接的ではないかもしれませんが、相談支援事業所の助言をいただくといったようなところを考えております。

あとは、次回でありますけれども、新規の事業、例えば、重度障がい者の方のヘルパーについても考えているところです。

確定的なところは言えませんけれども、そういう状況でございます。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○松本委員 就労支援推進部会の松本です。

まだ意見は早いという感じなので質問です。

資料3の2枚目の成果目標④の就労系サービスから2021年度から2026年度にどのぐらいの倍率で増やしていくのかという数値についての質問です。

まず、波線部分については、北海道の集計後が変わることなので、まだ変わっていくのだらうと思いつつも、北海道は集計するだけであって、札幌市は既に札幌市内の状況を集計して北海道に上げていて、北海道は多分ほかの市町村のものと集計するというだけの話ですから、札幌市の数字は把握できているはずだよなというところがなぜこうなっているのかというのが気になったところでございます。

加えて、僕が一番聞きたかったのは、就労移行支援や就労継続支援A型のところは、今のところ、国が示している倍率を下回る数字になっています。ただ、その中でも、就労継続支援B型だけは、国の指針が1.28倍のところを札幌市としてB型からの就職移行は1.5倍と設定されています。ここは何か意味合いがあったり、すごく課題だというふうには札幌市は認識をされていて設定されているのか、聞きたいなというふうに思っています。

まだ意見を言う前段だと思うのですが、就労継続支援B型を利用されている方から、B型の職員に一般企業の就職を目指したいと相談をしたら、私たちはそんな支援はや

っていない、ナカポツに行きなさい、自分でハローワークへ行って就職すればいいでしょうと言われて反対されるので、内緒でナカポツで就職の支援をしてもらえないかというような相談が多いのです。

また、先ほど荒川委員もおっしゃっていましたが、B型がどんどん増えて、職員も足りなければ利用者の確保もできなくてという中で、実は、今日、資料は間違えた印刷で出てしまっているのですけれども、就労継続支援B型、A型についても、ご本人が希望すれば、就職に向けた支援、職場実習、職場定着の支援に努めなければならないとなっているはずなのです。それなのに、そこが全く努められていない状況で1.5倍というのではなくて、まずは努めるようにもう少し周知・啓発していただいたり、先ほど荒川委員からお話のあった事業所指定や更新のときに、その辺りに努めなければならないということをしっかりやっていこうねというようなことを言っていただけたらと思います。

質問だけのつもりが意見まで言ってしまいました。まず、この1.5倍というB型の数値、なぜB型だけぽんと高くなっているのか、何か理由があれば教えていただきたいと思います。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 1点目のご質問ですが、数値につきまして、いわゆる居住地特例、例えば、A町に住所がある方が大都市の施設や支援サービス、施設入所、あるいは、サービスを使ったときに、あくまでサービスの提供は元いた現住所の市町村が行うといった制度上の都合もございまして、市町村ではなく都道府県単位で集計するような形となっておりますので、こちらといたしましては、北海道から後ほど数字をいただくという形となっております。

あとは、B型につきましては、資料4の23ページの下段の表をご覧くださいと思います。

基本的には、過去、2019年から2022年度の利用者数、それから、年平均増加率などを使いまして平均値を算出させていただいております。

こちらにございますとおり、札幌市といたしましては、就労継続支援B型の利用者が非常に多く、増加もされているというところで、計算上はほかに比べて非常に高く算出されているという形でございます。

○松本委員 そういう意味では、居住地特例があるということは、札幌市の計画だけれども、札幌市外の就労継続支援B型に頑張ってもらわないとクリアできない人もいるという意味なのですよ。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） はい。

○松本委員 ねじれた理解ですけれども、B型の利用者が多いから、結果、倍率も高くせざるを得ないというもとのずれているところがあるのではないかなという辺りは、次回以降、また意見させてもらえればと思います。

○浅香部会長 そのほかにございせんか。

○石橋委員 私は、若干、この中では門外漢なので、全然とんちんかんなことを質問させ

ていただくことになるかもしれないのですけれども、実は、仕事柄、病院建築を研究しているのです。昨日とおとといはずっと病院などに行っていて、お話を伺うと、やはりよく聞くのが働き手不足、人の不足、これがどこの病院でも、民間でも、全国的に思った以上に現場の方は非常に深刻な話だというふうに伺います。

先ほど荒川委員がおっしゃったように、質の向上であったり人的な不足といったこと、当然、こういった目標を設定してそれに注力することは大事ですけれども、やはりこのサービスは基本的には人的資源ですよ。そこの確保といったところが、これまでのこの数字は若手の人がある程度いるという前提、働き手の人がいるという前提での数字であって、今、人口がどんどんどんどん減って行って働く人が減っていく中で、本当にこの数字が担保できるかどうかといったところを考えたときに、達成できるかどうかということは、私の肌感覚的な意見になるのですが、ちょっと不安に思いました。

この辺の数値目標のバックボーンとなるサービスの提供の人的な確保の状況については、どこまで配慮されているのでしょうか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 確かに、福祉職場の働き手不足というのは非常に大きな問題というふうに考えていますが、正直に申し上げまして、決定打というのがなかなかありません。

例えば、今考えているのは、我々が委託している部分については何らかの加算で人件費の部分を見せていただくといったことと、学校に通っている方について、障がいのサービス分野の魅力をPRしていくといったような地道な活動をする程度になっています。

ですから、今回、このサービス量を決めるに当たって、人手不足の点については、ある意味考慮していないのかなと考えております。問題とは考えておりますけれども、直接的に何とか人を増やしたいというところまでは、正直に申し上げましてなかなか手だてがない状態です。

○石橋委員 分かりました。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○荒川委員 障がい児者実態等調査の306ページの6の事業所調査の問9で、問8で採用が困難のためを回答した事業所という設問がありますが、やはり賃金が低いという回答になっていまして、先ほどの就労継続支援B型の定員割れの話とも関連してくるのかなと思うのですよね。定員を満たしているとそんなに賃金が安く済まなくなるのかなというところで、充足していないところは、どうしてもパート就労で賃金が低いというところにもなってくるのかなと考えると、その辺の事業者の指定の在り方や条件づけなど、限りある人材をどういうふうに有効活用していくかということは札幌市全体として考えていかなければならない問題で、正直、同じ福祉現場にいて、あまり悠長に考えてほしくないなど本当に思っております。どこの法人も非常に工夫して運営しているような状況です。

それと、もう一つ付け加えると、今回の秋元市長の公約にも、経済活動を支える人材の確保・育成に取り組みますというところで、読み上げますと「建設分野のほか、今後も需

要が見込まれる福祉・医療・介護、保育、観光など人手不足の分野を含めた総合的な人材確保対策を進めます」となっております。

この公約を果たすというところと今回の福祉計画というところをリンクさせないのは、もったいないのではないかなというふうに思います。

○浅香部会長 私も、老人施設や福祉の専門学校など、幾つかの法人の理事や評議員をさせていただいているのですが、福祉に関する学校の生徒は年度ごとにどんどん減って学校が成り立たないと、80人定員のところが18名しか応募がないというのが福祉に関わる専門学校の状況だというふうに聞いています。

この間も意見を言わせていただいたのですが、保母さんや幼稚園の先生や介護職の方は圧倒的に女性が多いと思うのですが、一旦、職を離れざるを得ない女性の方がたくさんおられると思うのです。ですから、その方々にまたカムバックしてもらおうという方法がないものかということで、若干、行政からの助成金もあるらしいのですが、いきなりまた20年も間隔が開いて介護となると難しいので、施設によって違うと思うのですが、福祉機器類などの勉強を何十時間かやり直して再就職してもらおうという方法もあるらしいです。

また、新聞には、今、保育園や幼稚園の保育士などの5割以上が実際に職に就いていないと載っていて私もびっくりしたのです。看護師さんしかり、そういう方に新たな担い手となってもらえるような施策がどんどん必要になってくるかなというふうに感じています。

ほかにございませんか。

○近藤副部会長 今いただいたサービスの質の部分とも関連してくるかなと思いますし、前回は少しお話をさせていただいたのですが、今回の成果目標⑦で、サービスの質等の向上の取組を掲げていただいております目標値の部分が成果目標としては結構曖昧な表現になっているのではないかなと思います。

成果目標の⑦は「2026年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します」となっていて、国ですと、体制の構築というところで、ある種で行動目標ではないのですが、物ができたか、できていないかというところで評価ができるような成果が掲げられていますよね。確かに、その部分は含まれてはいるのですが、事業所支援の取組を推進するというのが、今いろいろな話題で上がってきたような人材の確保の部分がもしかしたら入ってくるかもしれませんし、そういったところを含めた具体的な成果を達成したのか、しなかったのかというのが少し見えるような目標値になるといいのかなと感じたところでした。

具体化していくのが難しい部分ではあるのですが、少し検討していただくと、今上がっていた話題の解決の一助になるのかなというふうに思ったので、発言させていただきました。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○長田委員 人材不足に関することでお耳に入れておきたいのですが、私がペアレントメ

ンターとして相談を受けている中で、幼児の親御さんから、幼稚園や保育園で加配をつけてくださいとお願いしても、すぐに断られると。それで、児童発達支援には通っているのですが、保育園、幼稚園に行けないというお子さんが本当に多いのですよね。現実が増えてきているし、耳に入ってくるのがすごく多くて、そこは本当に現実問題として早く取り組んでいただくことは必要かと思います。

○浅香部会長 小さいうちから一緒に遊ぶことによって、障がい理解というものの基礎は心にも植え付けられますよね。

私のことを言ったらあれだけれども、私も小さいときにけがをして足を切断したものだから、ずっと仲のいい友達は、おまえのおかげで障がいのある人を見たりしても全然気にならないし、地下鉄や電車でもすぐ席を譲る言葉がけができるよと言われます。

菅原委員、何かございませんか。

○菅原委員 皆さんのお話を伺っていて、本当にそうだなと思いました。

特に人手不足のところは、私も札家連で相談事業所をやっていますからよく分かるのですが、すけれども、今、女性の活用ということで、私どもも女性が結構いるのですけれども、産休を取ったり、それから、その後の育児休暇を取ったりというときにすぐに人を手配しないといけないのですが、期間限定の採用となると見つけるのがなかなか難しく、かなり綱渡り的な採用になっていつも苦勞するのですね。

こういうことは、私どもは支援センターで、ほかの相談事業所よりは条件が少し安定しているような感じを受けるのか、割と採用は今まで何とかやってこれたのですが、恐らく、ほかの相談事業所も皆同じ状態だと思うのです。女性が働く環境を整えるというのは事業者の責務だと思っていますし、これからは男性も育児時間を取ったりするかもしれないけれども、女性が多くなると、なかなかのリスクがあって、常に少し余裕を持った運営をしていかなければいけないなと感じています。

私は、具体的にどこの地域なのか覚えていないのですが、よその自治体では、こういった福祉や介護の人材の派遣みたいなことを行政で少し取り組んでいるというのを聞いたことがあるのです。多分、そこは割と小さい自治体だと思いますし、やはり福祉などは特殊性があるので、誰でもすぐ来て働けるような状況ではないかもしれませんが、ある程度、人材の活用に行政の支援がいただけたらなとその記事を読んで感じたのです。

私も福祉の医療系の大学に家族会の状況をお話ししに行ったりすることがあるのですが、精神保健福祉士になりたいという学生が非常に少なくなっていて、どちらかという、介護士を目指す方が増えていると感じております。それはどういうことなのかと伺うと、賃金の問題だということを知っていますので、その辺も考慮していただけたらなと非常に思っております。

○浅香部会長 そのほかにごございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香部会長 そうしましたら、部会長が悪いから全くまとまりのない議論の会議になっ

てしまっているのですが、会議はあと2回ございまして、この2回のうち、最後の4回目の会議はある程度コンクリートしたものを若干の修正ぐらいで済ませたいと思うので、次回の3回目が中身の濃い議論になると思うのですけれども、児玉課長、まとめりそうですか。

○事務局（児玉企画調整担当課長） また、皆さんとご相談しながら考えたいと思います。

○浅香部会長 最初のご挨拶で、このさっぽろ障がい者プランは大切なものだよなんてふてぶてしいことを言った割にはまとめり切れない会議になって申し訳ないと思います。

ただ、ご発言していただいた皆さん方の意気は常々感じております。

一番最初にご発言していただいた斎藤委員、最後に何かありますか。

○斎藤委員 多大な混乱を招いてしまって申し訳ございません。

どういうふうにまとめるのか、全く見えなくなりました。

○浅香部会長 斎藤委員、私もそうなのですが、目指す方向は、胸の内はみんな一緒だというふうに思っています。やはり、障がい者の福祉の向上をするために、皆さんに議論を深めていただいていると思っていますので、次回もどんだんご発言をしていただければと思います。

○斎藤委員 1点、課題を整理するために提案したいのですが、人材の不足ということテーマにしてしまうと、絶対にまとまらないのではないかなと思います。福祉分野の人材の確保というのは、それは、それで、一つの大きな課題でテーマですので、それを計画に織り込むというのは、多分、不可能なことだと思いますので、切り分けて考えて進めていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

○浅香部会長 ほかにございせんか。

○荒川委員 次回の事前予告という意味を込めてですけれども、相談支援部会では、重度の障がい者、特に強度行動障がいの方の住まいの受皿が短期入所も含めてないというところで、相談員も調整に非常に苦慮しているような状況です。

これは最近の私が体験した話ですけれども、市外の入所施設にいて、その施設が人員不足で十分なケアを受けられないので、札幌に戻ってきたいという相談を受けました。先ほどの居住地特例ではないのですが、援護が札幌の方で、かつては市外の入所に入っていた方なのです。

また戻ってくるということも考えると、地域移行率もあのぐらいになってしまうのだなというふうに私としても思っているところではあるのですが、そうなったときに、今、本当に利用したい強度行動障がいの方、8050と世間では騒がれている中で、サービスを利用したくてもなかなかできなくて、市外から札幌に戻ってきたけれども、どこにも行くところがなくてという方とかもいらっしゃるのですよね。

どうにかできないかというところでは、たしか札幌市内には5,000人が住めるぐらいグループホームの量があると思うのですが、実際には重度の方は住めず、今、相談支援部会の中でも、入所施設、グループホームに調査はしているのですが、区分

2、区分3の方が対象の方が多いのです。

というところで、もう少し区分5、区分6の重度の方が受けられるような体制というところで、たしか強度行動障がいの方の研修事業は札幌市も新規で取り組むのかなと思うのですが、もう少し早めができるようなものとか、実効性が高い取組に変えていかなとなかなか問題は解決しないかなに思っております。

またこのお話は次回したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○浅香部会長 そろそろ時間になりましたので、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

本日は、様々なご意見を本当にありがとうございました。本日予定をしておりました議題、意見は到底出し尽くしてはいないと思っておりますけれども、3回目にまたそれぞれご発言をいただければと思います。

限られた時間の中、議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 本日は、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の検討会は、8月8日火曜日を予定しております。

追って、案内文書等を送付させていただきます。

本日の議論は、頭の整理も含めまして、簡単にメモ程度でまとめさせていただいて皆さんに送付させていただきたいと考えております。

これをもちまして、第2回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上